

第 8 0 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 5 月 2 9 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 5 月 2 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 3 第 42号 議 案 宍 粟 市 教 育 長 の 任 命 に つ い て
- 日 程 第 4 第 43号 議 案 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て
- 日 程 第 5 第 44号 議 案 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て
- 第 45号 議 案 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て
- 日 程 第 6 第 46号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 14号) の 承 認 に つ い て
- 第 47号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 15号) の 承 認 に つ い て
- 第 48号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 16号) の 承 認 に つ い て
- 日 程 第 7 第 49号 議 案 平 成 29年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 8 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 13号) の 承 認 に つ い て
- 日 程 第 8 第 50号 議 案 宍 粟 市 農 業 共 済 条 例 の 全 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 9 第 51号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て
- 第 52号 議 案 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 0 第 53号 議 案 宍 粟 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 1 第 54号 議 案 宍 粟 市 立 学 校 施 設 等 の 使 用 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 2 第 55号 議 案 宍 粟 市 学 童 保 育 所 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 3 第 56号 議 案 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 する 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

- 日程第 1 4 第 57号議案 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 5 第 58号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 6 第 59号議案 兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第 1 7 第 60号議案 市有財産の処分について
- 日程第 1 8 第 61号議案 債権の放棄について
- 日程第 1 9 第 62号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 0 第 63号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 日程第 2 1 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 42号議案 宍粟市教育長の任命について
- 日程第 4 第 43号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 第 44号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 45号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 第 46号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について
- 第 47号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第15号）の承認について
- 第 48号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第16号）の承認について
- 日程第 7 第 49号議案 平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第13号）の承認について
- 日程第 8 第 50号議案 宍粟市農業共済条例の全部改正について
- 日程第 9 第 51号議案 宍粟市税条例等の一部改正について
- 第 52号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 第 53号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について

- 日程第 1 1 第 54号議案 穴粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 第 55号議案 穴粟市学童保育所条例の一部改正について
- 日程第 1 3 第 56号議案 穴粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 4 第 57号議案 穴粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 5 第 58号議案 穴粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 6 第 59号議案 兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第 1 7 第 60号議案 市有財産の処分について
- 日程第 1 8 第 61号議案 債権の放棄について
- 日程第 1 9 第 62号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 0 第 63号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 日程第 2 1 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 追加日程第 1 第 63号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 山 下 由 美 議員	4 番 東 豊 俊 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大久保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 浅 田 雅 昭 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	1 0 番 神 吉 正 男 議員
1 1 番 飯 田 吉 則 議員	1 2 番 大 畑 利 明 議員
1 3 番 林 克 治 議員	1 4 番 榎 橋 美 恵 子 議員
1 5 番 西 本 諭 議員	1 6 番 実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	宮崎一也君	書記	小谷慎一君
書記	岸元秀高君	書記	小椋沙織君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	中村司君
教育長	西岡章寿君	企画総務部長	坂根雅彦君
まちづくり推進部長	富田健次君	市民生活部長	平瀬忠信君
健康福祉部長	世良智君	産業部長	名畑浩一君
建設部長	花井一郎君	一宮市民局長	上長正典君
波賀市民局長	坂口知巳君	千種市民局長	津村裕二君
会計管理者	楳谷米男君	総合病院事務部長	志水史郎君
教育委員会教育部長	前田正人君	農業委員会事務局長	西村吉一君

(午前 9時30分 開会)

議長(実友 勉君) 皆さん、おはようございます。第80回宍粟市議会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

初夏の爽やかな風にふれ、木々の若葉は緑を深めてまいりました今日、議員各位には、御健勝にて今期定例会に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に付議されます諸議案は、人事案件をはじめ、条例の一部改正の専決処分、また、平成29年度一般会計の補正予算の専決処分、宍粟市農業共済条例の全部改正や各条例の一部改正、市有財産の処分、債権の放棄及び平成30年度宍粟市一般会計補正予算等22議案が上程をされています。後刻詳細については市長から説明がございしますが、円滑にかつ適切妥当な議決に達せられますよう、切にお願いを申し上げます。

さて、今年の春は例年に比べ気温が高く、桜の開花も一瞬で過ぎ去った感があり、藤の花等にも異常が見られたと聞きます。異常と言えばこれから先、梅雨を迎え、異常な大雨には十分注意が必要となってきます。既に4月には、大雨が降り、数カ所の災害が当地域でも起きています。最近ゲリラ豪雨と呼ばれるすさまじい豪雨が各地で見られ、大きな災害を引き起こしています。昨年7月の九州の豪雨災害は大変な被害を出しました。

当宍粟市においても、過去には大きな災害を経験しています。自分の身の回りのことは常日ごろから十分注意し、それぞれが災害に対応できるよう心がけていかなければなりません。

平成30年度がスタートして、少子高齢化、人口減少問題が叫ばれる中、宍粟市の核となる対策の一つ、宍粟市北部の生活圏の拠点づくり事業において、仮称一宮市民協働センターが2年後の完成を見据え、実施設計に着手しており、千種では、連日検討委員会において話し合いが進められております。

また、地域の皆様方の御理解のもと、一宮北地区と戸原地区では、認定こども園の建設が事業着手となり、来年4月の開園を目指してまいります。

これら地域の核となる事業を糧にして、「自分たちの地域は自分たちで守る」、この意気込みを行政、議会、地域がみんなで共有し、必ず地域の活力を蘇らせなければならぬと思います。

このような状況の中、私たち議会と執行機関は、未来の宍粟市のために言論の府として、政策を議論し、速やかに行動に移すことが求められています。

議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力を切にお願いを申し上げ、開

会の御挨拶とさせていただきます。

市長、挨拶をお願いします。

市長（福元晶三君） おはようございます。第80回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

先ほどありましたとおり、山々の新緑の深まりとともに、間もなく梅雨入りを迎えようとしておるところであります。

また、あわせて、今年の春は、本当に例年に比べ、特に4月前半暖かかった、こういうこともあり、花等2週間程度早く開花をし、市内の祭り等々にも非常に影響が出たところでもあります。

そんな中におきましても、今回で通算40回目を迎えたさつきマラソン大会、さらにまた藤まつり、さらには東山のしゃくなげ祭り、また原不動滝の祭り、後山の山開き等々、それぞれ地域の関係役員の皆様をはじめ、各種団体を挙げて地域を盛り上げていただきました。本当に感謝を申し上げたいと、このように思います。

さらに、4月には、道の駅みなみ波賀のリニューアルオープン、家原遺跡公園に大型遊具とグランドゴルフコースが完成し、今後、地域の皆さんや市外の方にもたくさん御利用いただき、地域の活性化の拠点になることを期待しておるところであります。

今日、急激に進む人口減少問題をはじめとするさまざまな課題に直面する中で、地道な施策の積み重ねこそ最も重要であると、このように考えております。

先般、千種の若者と懇談をする機会があり、参加者からは、人口が減少する中で、地域の活力が少しずつ弱くなっていることを心配しつつも、千種の観光資源をもっと宍粟のPR資源に活用することや、地域づくり組織に若者の意見を取り入れることが必要であると、そういったさまざまな意見を積極的に出していただき、その中で何とか自分たちで地域を盛り上げようという気概を持っていただいていると実感をしたところでもあります。

市内では、たくさんの団体の皆さんに地域づくりに取り組んでいただいております。少しずつその取り組みの成果を見せ始めていると感じておるところであります。反面、少子高齢化の波に飲まれつつある地域があるのも現実であります。その現実を直視し、地域の課題に耳を傾け、できることは速やかに、難しいことでも「何とかできないか」と地域の方と一緒に解決に繋げていくことが重要と考えております。

第2次総合計画と地域創生総合戦略に基づき、定住促進に向けた「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」を重点戦略とした上で、人口減少対策に向けた施策を展開しているところでありますが、地域の皆さんとの対話を丁寧に行い、地域の課題に応じた取り組みの展開を柔軟に進める必要があると考えているところであります。

議員各位におかれましても、市民を主体とする地域創生の取り組みに対して、ますますの御理解と御協力をお願いいたします。

さて、今定例議会においては、任期満了等による教育長・教育委員会委員の任命等の人事案件、また、宍粟市税条例の一部改正の専決処分の承認、平成29年度一般会計補正予算の専決処分の承認、宍粟市農業共済条例の全部改正等々の重要案件22議案について御審議をいただく予定にしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位には、慎重に御審議賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） ただいまから、第80回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、市長から地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の結果報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成29年度定例監査結果報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案22件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（実友 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

14番、榎橋美恵子議員、1番、津田晃伸議員、以上、両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（実友 勉君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの23日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月20日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 第42号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第42号議案、宍粟市教育長の任命についてを議題とします。

教育長、西岡章寿君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前 9時42分休憩

—————（西岡教育長退席）

午前 9時43分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開します。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第42号議案、宍粟市教育長の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今年6月2日をもって教育長の任期は満了となります。西岡章寿氏は、昭和50年に教諭として奉職されて以来、長年にわたり宍粟市をはじめとする近隣中学校の教員、中学校長を歴任され、また、兵庫県教育委員会中播磨教育事務所主任指導主事、西播磨県民局西・播磨文化会館主任文化専門員を歴任されるなど、学校教育、社会教育における見識が深く、教育行政の経験も豊かであり、長年にわたり教育関係に精通された実績があります。

平成25年に教育長に就任以降も、学校教育、就学前教育・保育、また社会教育にと精力的に取り組まれ、教育長として適任者であると確信をしております。

引き続き、西岡氏を教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第42号議案については、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

第42号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第42号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

教育長の入場を許可します。

暫時休憩します。

午前 9時45分休憩

—————（西岡教育長入場）

午前 9時46分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第4 第43号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第43号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第43号議案、宍粟市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現委員であります杉本健三氏の任期が6月2日をもって満了となりますことから、新たに教育委員として片山繁樹氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

片山氏は、昭和54年に教諭として奉職されて以来、長年にわたり宍粟市内の小学校の教諭、小学校長を歴任され、学校教育に精通されており、人格識見ともにすぐれ、周囲の人望も厚く、教育委員として適任者であります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第43号議案については、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

第43号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第43号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5 第44号議案～第45号議案

議長（実友 勉君） 日程第5、第44号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第45号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第44号議案及び第45号議案の人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される委員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。

この人権擁護委員のうち2名が平成30年9月30日をもって任期が満了することになります。そのことから小西美穂氏、長野洋子氏を推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

小西氏は、人格識見ともすぐれ、平成27年10月から人権擁護委員として積極的に活動されており、人権擁護、人権啓発に多大な貢献をなされており、引き続き市民の人権擁護に取り組んでいただきたく推薦しようとするものであります。

また、長野氏は、人格識見ともすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、市民の人権擁護と啓発に精力的に取り組んでいただきたく、新たに人権擁護委員に推薦しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第44号議案から第45議案までの2議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第44号議案を採決いたします。

第44号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

続いて、第45号議案を採決いたします。

第45号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第45号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

日程第6 第46号議案～第48号議案

議長(実友 勉君) 日程第6、第46号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分(専決第14号)の承認についてから、第48号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第16号)の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第46号議案から第48号議案の税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求める件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第46号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分の承認につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、バリアフリー改修を行った実演芸術施設に対する減額の措置を受けようとする者が、すべき申告についての規定が新設されたこと、また、平成30年度の評価替えに係る土地に対する負担調整措置の期間を延長したこととあります。それ以外につきましては、地方税法等の改正に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

次に、第47号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分の承認につきましても、第46号議案と同様に、バリアフリー改修を行った実演芸術施設に対する減額の措置を受けようとする者が、すべき申告についての規定が新設されたこと、地方税法等の改正に伴う文言の改正、引用部分の項ずれに対応する改正を行っております。

次に、第48号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認につ

きましては、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり市町へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町では、県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため、保険税を賦課徴収することとなったことによる改正、また地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、課税限度額の引き上げと、減額措置に係る軽減判定の所得基準額を見直すものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、いずれも地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに基づくものであり、改正時期との整合性を図る上で急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。それでは、第46号議案、税条例の一部改正の専決処分と、それから、第47号議案、都市計画税条例のこれも一部改正の専決処分について、あわせて質問させていただきたいと思います。

両方とも固定資産税に関する土地税制と住宅税制、二つに分けて質問したいと思います。

まず、都市税制の関係ですけれども、土地の負担調整措置ということで、宅地とか農地の負担調整措置が平成30年度から平成32年度まで3年間継続されたということですが、その負担調整措置の仕組みについてももう少し理解ができていませんので、上位法の改正に伴って宍粟市の場合どのようにそれが該当するのか、これは一般分と都市計画税分に分けてちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、住宅税制ですが、先ほども説明がありましたバリアフリー改修を行った実演芸術公営施設についての特例措置というのは1点ございますが、それに関係するような、該当するようなと言いますか、そういう施設が宍粟市に存在するかどうかということをお尋ねしたいのと、今回の上位法の改正は、それにとどまらず特例措置が2年間、現行のものが2年間延長をされる措置も設けられたというふうに理解をしておりますが、その辺の説明が提案理由でございましたので、最後お伺いしたいと思いますが、特に新築住宅に係る固定資産税の税額の減

額とか、それから、一般住宅でもバリアフリー改修を行った住宅について減額特例措置があったんじゃないかなというふうに思うんですが、それらを含めて一般市民に関する住宅の特例措置が2年間延長されているというふうに思いますが、その辺再度質問させてください。お願いいたします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

平瀬市民生活部長。

市民生活部長（平瀬忠信君） それでは、大畑議員の質疑に対しまして、事務的な部分もございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、固定資産税、都市計画税の土地に係る負担調整措置につきましては、平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から地域や土地により、ばらつきのある不安水準を均衡化させることを目的とした税負担の調整措置が講じられており、宅地につきましては負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、または据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきを狭めていく仕組みが導入されており、この負担調整措置について平成29年度までの適用期間であったものを平成32年度まで3年間延長するものでございます。

なお、本市におきましても、平成9年度の評価替え以降、負担調整措置を講じてきたことによりまして、一定負担水準の範囲内で調整をさせていただいておるところでございます。

次に、バリアフリー改修に係る税負担軽減措置につきましては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律におきまして、障がいの有無にかかわらず、ともに文化芸術活動のできる環境を醸成し、共生社会の実現の一助となるよう特例措置が講じられたことによりまして、劇場など音楽堂施設におきまして、平成30年度から平成31年度までの間に、バリアフリー改修工事を行った場合に、当該施設に係る固定資産税額と都市計画税額の3分の1に相当する税額を減額できるものでございます。

次に、新築住宅に係る税額の減額措置につきましては、昭和38年から地方税法附則におきまして、住宅の建設を促進する観点から、新築住宅所有者の取得当初における税負担の軽減を通じて、良質な住宅な建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税額を3年間2分の1とする適応基準を2年間延長するものでございます。

なお、新築住宅の軽減につきましては、固定資産税のみの対象となっております。以上です。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 一つは都市税制のところ、それは後に二つ目の質問もしますけども、住宅税制について、今回のバリアフリー改修の関係で、宍粟市に該当する施設はあるんでしょうかというお尋ねにお答えになっていないのと、それから、既存の特例措置が2年間延長ということで、既存住宅そういうものの特例措置は存在するのがないのかということに対して答弁いただいていませんので、ちょっと追加をお願いします。

議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

市民生活部長（平瀬忠信君） 失礼いたしました。バリアフリー改修にかかります市内の該当施設については、現在のところございません。

それから、もう1点、新築住宅の2年の継続のことでしたか。すみません。住宅税制におきまして、バリアフリー化の措置のことにつきましても、現在制度的にございまして、バリアフリーについては、現在まで2件の助成をしておるところでございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） ちょっと再質問させていただきたいです。

まずは、土地税制の関係なんですけど、負担の調整措置ということで、宅地のところについては何となくわかったんですが、農地の関係ですね、これは地方税法は、市街化区域内農地というふうに規定しているんじゃないかなというふうに思うんですね。宍粟市の場合、その市街化区域農地というのはございませんので、宍粟市の場合の農地について、一般のと都市計画税との関係、その違いがあるんでしょうか。それもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、住宅税制につきましては、いろいろ調べてみると、新築住宅以外でも耐震改修の場合とか、バリアフリー改修とか、省エネ改修とか、いろいろ現存する措置があって、それが2年間延長というふうに今回なっているのかなと思ったんですが、提案理由の説明の中になかったものですから、今回のそれは専決処分の中に含まれていないのかどうか、それがちょっとわからなかったんですね。

詳細は、また委員会のほうで資料を出していただいたら結構なんですけど、この中に、今回の専決処分の中に、それも含まれているのかどうかだけ教えてください。

議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

市民生活部長（平瀬忠信君） 今御質問いただきましたバリアフリー、耐震改修の関係につきましては、ちょっと確認はさせていただきたいと思いますので、委員会

のほうでの報告にかえさせていただいてよろしいでしょうか。

それと、もう1点、農地につきましては、負担調整の措置はございますけども、現在のところ、全県的な動向でございますが、評価をずっと据え置いているというところがございまして、現在のところ負担調整はしておりません。

以上です。

議長（実友 勉君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第46議案から第48号議案までの3議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第7 第49号議案

議長（実友 勉君） 日程第7、第49号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第13号）の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第49号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度内完了に向けて事業を進めてまいりましたが、やむを得ない事情により完了が困難となったものの、繰越明許費の追加及び変更を行ったものであります。

これにつきましては、会計年度の終了間近で急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは、質疑をさせていただきます。

平成29年度宍粟市一般会計補正予算の専決処分の承認について質疑をいたします。

この繰越明許費補正の変更の中の道路新設改良事業、これについて質問させていただきます。

この道路新設改良事業の補正前の金額9,600万円が補正後の金額1億3,314万円と3,714万円増額しているというのは、どのような理由からなのか。

また、この増額金額3,714万円のうち、公有財産購入費、物件移転補償費などの内訳を教えてください。

また、どのような経緯を経て増額となったのか、御説明をお願いいたします。
議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） それでは、山下議員の御質問に対してお答えいたします。

補正額3,714万円につきましては、市道山田下広瀬線道路改良事業に伴います公有地財産購入費及び物件移転補償費でございます。地権者と土地売買契約並びに物件移転補償契約を締結いたしました。何とか年度内に支払いたいと、物件移転が完了しましたら支払いますので支払いたいと思いましたが、その物件移転、それから所有権移転等の登記が年度内にちょっと完了しないということになりましたので、今回、繰越明許費の増額補正を行ったものでございます。

また、その内訳でございますが、公有財産購入費が4件で1,782万4,000円、それから、物件移転補償費が1件、1,931万6,000円でございます。合計3,714万円となっております。

これらにつきましては、地権者と用地交渉を進めておりましたけれども、交渉が長期化したことや、年度内で物件が先ほども言いましたように移転、それから所有権移転登記が困難となりましたので、事業用地としての引き渡し期限を3月30日から5月末まで延長したものでございます。

議長（実友 勉君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第49号議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第8 第50号議案

議長（実友 勉君） 日程第8、第50号議案、宍粟市農業共済条例の全部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第50号議案、宍粟市農業共済条例の全部改正につきまして、

提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、農業災害補償法の一部改正に伴い、農業災害補償法が農業保険法と改正され、補償制度の見直しも行われたことから、宍粟市農業共済条例の全部改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、農業経営者のセーフティネットとして収入保険制度を新たに導入すること、また、農作物共済については、当然加入制から任意加入制への変更を行い、家畜共済については死廃共済と病傷共済に制度を分離し、選択加入を可能にするなどの見直しを行っております。

なお、農業者に対する補償という目的に変更はありませんが、文言や引用条文等について大幅な改正となることから、全部改正により改正を行っております。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第50号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第9 第51号議案～第52号議案

議長（実友 勉君） 日程第9、第51号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてから、第52号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、第51号議案、第52号議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第51号議案、宍粟市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容としまして、個人市民税につきましては、給与所得控除等の見直しにより、所得要件が見直されたことに伴う、所要の改正を行っております。また、法人市民税につきまして、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出の

義務化を規定しております。固定資産税につきましては、生産性向上特別措置法の規定により、市が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資についての特例措置の割合の規定を新設しております。市たばこ税につきましては、喫煙用の製造たばこの区分に、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法について、重量による方式から重量と価格による方式へ5年間で段階的に移行することとした改正を行っております。また、市たばこ税率につきましても、3段階で引き上げる改正を行っております。これ以外は、地方税法や所得税法等の改正に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

次に、第52号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う条ずれを改正するものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、いずれも地方税法等の改正が公布されたことに基づくものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第51号議案から第52号議案までの2議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第10 第53号議案

議長（実友 勉君） 日程第10、第53号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第53号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を勘案することとする見

直しに伴い、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことを踏まえ、引用部分の条項ずれに対応する改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第53号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第11 第54号議案

議長（実友 勉君） 日程第11、第54号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第54号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

伊水小学校屋内運動場につきましては、これまで面積が狭小で、天井が低いなど体育施設として使用するには支障があったため、使用料を半額徴収とする規定を設けておりましたが、改築工事の完成を受け、面積も増え、さらに構造的にも体育施設として使用することに支障がなくなったため、平成30年6月30日をもって使用料の半額徴収規定を廃止するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第54号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第12 第55号議案

議長（実友 勉君） 日程第12、第55号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第55号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、城下小学校敷地内に建設中の学童保育所につきまして、7月中旬までに完成し、7月20日から施設の利用を開始する予定であることから、本条例の別表に城下学童保育所を追加しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第55号議案、学童保育所条例の一部改正について質疑をさせていただきたいと思っております。

3月にもしましたので、同じような視点になるのですが、城下の学童保育所の追加については、何ら異論はないものでございますし、質疑をすることではないんですが、そもそもこの設置管理条例に関する解釈に対して質疑をさせていただきたいと思っております。

3月議会でも質疑いたしました。本条例には、施設の名称及び位置のほかに、休所日とか禁止行為こういうものが定めてあるので問題はないという設置管理条例の見解でございましたが、今回もその変更がないようでございますが、全く解釈に変更がないということによろしいのでしょうか。

議長（実友 勉君） 前田教育部長。

教育委員会教育部長（前田正人君） 失礼します。大畑議員の御質疑に対してお答えいたします。

今質疑があったとおり3月でお答えしたとおり、管理に関する公の施設の管理ということで、ここで公の施設で手数料を使用料等を取る場合には条例で明記する必要がありますが、学童の運営事業とはまた別個のものということで、建物の管理の条例を制定しているということで、3月に答弁させていただいた内容と変わ

りはありません。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 県下で10市ほどが条例をしまして、それ以外は条例ではないということで、県下の中でもいろいろ分かれておりますけれども、条例化しているところを見ますと、対象児童の要件、入園資格とか、あるいは保育料とか保育料の減免とか、そういう市民に直接かかわりがある規定を条例の中に設けているわけですね。そこが宍粟市の場合は要綱に委ねられているということでございまして、私は今後、これら管理に関する重要な事項というのは、含めた条例改正を検討されるべきじゃないかなということで考えておりますので、再度そのようなお考えはないでしょうか。これは市長か、教育長にお尋ねしたいんですが。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今部長が答えましたように、今までどおりそのように考えておりますので、今指摘があった分につきましては、一度検討はしてみますけども、恐らく今部長の答弁のとおりというふうに理解しておりますので、よろしく願います。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第55号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第13 第56号議案

議長（実友 勉君） 日程第13、第56号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第56号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正を踏まえ、支給認定証の交付を受けていない場合でも、特定教育・保育の提供ができるよう手続の簡素化を図ろうとするもの、また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い引

用部分の条ずれに対応する改正を行っております。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第56号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第14 第57号議案

議長（実友 勉君） 日程第14、第57号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第57号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、支援員の基礎資格について、5年以上の実務経験がある者や専門職大学の前期課程を修了した者を追加することで、支援員の対象者を拡充しようとするもの。また、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にしようとするものであります。

あわせて、国家戦略特別区域法の改正に伴い、引用部分の条ずれに対応する改正を行っております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） それでは、第57号議案、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正についての質問をさせていただきます。

まず、今回は、今提案がありました放課後児童支援員の基礎資格についての拡充ということでありましたが、総じて今回改正も追加も含めて考えると、緩和というふうに解釈していいのかどうかということをもまず1点お伺いしておきたいと思いません。

具体的な質問の中身なんですけど、まず、14の3項4号の改正理由というところで、従来学校教育法の規定による教諭の資格を有する者というところから、教員職員免許状を有する者ということの中身は変わっておりますけども、こうなりますと、教員免許の更新講習などが終了していなくても、単に、単にと言うと失礼ですけども、あるいは免許状の有効期間が経過していても、今のところ資格がなくても免許状があれば基礎資格を有するという、そういう判断になると思うんですけど、それで間違いないのかどうかというのが1点です。

それから、二つ目、追加のところについて、従前の9号では、高卒などでかつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者というふうに9号では掲げてあるんですね。そこへ10号が追加になって、そういう学歴は書いていなくて、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者ということが追加になっているんですけど、高卒以上でその事業の類似したものに2年以上携わっておいたらいいですよという基礎資格と、今回5年以上類似じゃなくてその事業に従事している者と、ここにどのようなさび分けがされるのか、矛盾をしないのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、そういう者であって市長が適当と認めるということが書いてありますが、この市長が適当と認めるという客観的な判断ですかね、市的な判断じゃないと思うんですけども、どういうことが基準として設けられているのか、それについてお尋ねします。

議長（実友 勉君） 前田教育部長。

教育委員会教育部長（前田正人君） それでは、大畑議員の質疑にお答えいたします。

まず、最初に、放課後児童支援員の学校の先生の教員免許のところにつきましては、今大畑議員さんが言われたとおり、免許が失効していてもそのまま資格はあるということで、これは従前とも全然変わらないんですけども、免許制度の更新制度というのができましたので、文言を改めるということで、国のほうから通知がきたので、それに伴って改正するものでございます。

それから、9号と10号との差ということなんですけども、9号では、あくまでも

高校を卒業しているという限定が入っておりますので、これにつきまして、今回平成29年度における地方からの提案ということで、拡大をしてほしいという、これについては拡大事項になりまして、これにつきましては、地方からの提案がありまして、それに伴いまして閣議決定が行われまして、とりあえず高校は出ていなくてもいわゆる中学校を卒業、高校中退の方でも同じ業務で実務経験が5年間以上あれば、受験の資格を認めるというもので拡大されたものでございます。

それから、その5年間の実務経験をどのようにして認めるのかということなんですけれども、これにつきましては、既に同じ事業で補助員として5年間の実務経験を有しているということを設定しておりますので、そこで勤務成績等がありますので、そこで適正な判断ができるものと考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） その2番目のほうなんですけどね、高卒と中卒の場合でもオーケーで、その3年間の差が2年と5年ということであるのかもわかりませんが、片や高卒の方は類似事業でもいいんですね。中卒であるとその事業でないといけないということなんですけど、その辺で同等のように思えないんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 前田教育部長。

教育委員会教育部長（前田正人君） ただ、高卒ということで一定のやはり普通の高校を出ているということで、その類似施設とやっぱり同じ事業ということで、少し国のほうで差を設けているというように判断をしております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 国がこういうように定めているということかもわかりませんが、要は拡充がこれは狙いなんですよ、このように改正しているのは。ということは、国がそういう基準を設けたのを受けて、宍粟市の場合は、これで拡充が図られるということなのか、そういう矛盾を改修したほうが拡充が図りやすいということであれば、そういう市独自のものを入れることは可能なんじゃないかなというように思いますけど、いかがですか。

議長（実友 勉君） 前田教育部長。

教育委員会教育部長（前田正人君） 本条例の10条に基づくこの要綱につきましては、国に従うべき基準ということになっておりますので、市独自で拡充というもの

は無理かなと思っています。ただ、今、議員が言われましたように、この10号を追加するということは拡大ということになっておりますので、本市につきましても国の基準に従いまして、その分は拡大をしたいなと思っています。

以上でございます。

議長（実友 勉君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第57号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第15 第58号議案

議長（実友 勉君） 日程第15、第58号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第58号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、国家戦略特別区域法の改正に伴い、小規模保育事業の特例に関する文言を追加し、また、引用部分の条ずれに対応する改正を行っております。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第58号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第16 第59号議案

議長（実友 勉君） 日程第16、第59号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第59号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この兵庫県市町交通災害共済組合は、昭和43年11月に県下66町の共同事業として発足したものであります。その後、昭和53年度には71町による共同事業となりましたが、平成26年度からは、7市12町による共同事業となっております。組合発足から50年を経過した今日、発足当時と違って、共済事業を取り巻く環境は大きく変わり、特に民間の共済・保険事業が充実するなど近年の事業運営は大変厳しい状況となっております。

この間、制度加入促進を行うものの、組合全体の加入率は昭和54年度の64.5%から、平成28年度では22.7%まで低下する事態となり、基金の多額の取り崩しが避けられない極めて厳しい運営となっております。

一方、共済見舞金の支払い状況ですが、平成27年度からは、共済支払金額が加入掛金を上回る状況が続いております。

こうした状況を受け、平成29年度に兵庫県市町交通災害共済組合検討委員会を設置し、共済事業の終結に向けた方法等が検討され、交通災害共済事業については、平成31年度を加入募集の最終年度とし、平成33年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することが組合定例議会で承認され、今後の事務手続を進めていくこととなりました。

以上のことから、地方自治法第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合の規約を変更しようとする協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第59号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第17 第60号議案

議長（実友 勉君） 日程第17、第60号議案、市有財産の処分についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第60号議案、市有財産の処分につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

山崎町金谷自治会が、認可地縁団体として法人格を取得されたことに伴い、市が所有する金谷自治会館の建設地につきまして、自治会の所有として登記し、今後の維持管理を金谷自治会で行いたい旨の要望が提出されました。

このことを受け、当該自治会において公益的な利用が予定されていることから、今後の円滑な維持管理のため、当該土地を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第60号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 第61号議案

議長（実友 勉君） 日程第18、第61号議案、債権の放棄についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第61号議案、債権の放棄につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の生活保護費戻入金債権につきましては、要保護者の死亡により発生した債権で、推定相続人に返還を求めておりましたが、相続人全員が相続を放棄したため、この債権における債務者が存在しない状況となっていることが判明しました。

このことから、債権につきましては、弁済の見込みがないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、債権を放棄する提案を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第61号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第19 第62号議案

議長（実友 勉君） 日程第19、第62号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第62号議案、平成30年度穴粟市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、早期に対応する方がより効果的となるもの、6月補正で調整することとしたもの、並びに緊急でやむを得ないものに限って補正を行うこととしており、歳入歳出をそれぞれ4億5,226万円減額し、補正後の総額を234億8,774万円とするものであります。

歳出につきましては、商工費では、山崎納涼夏祭りに関しまして、せせらぎ公園整備工事の完了などにより広大となった観覧場所等の警備増強のため、運営事業補助金を増額することとしております。

土木費では、都市計画道路山田下広瀬線の用地取得を優先するための予算の組みかえ、また、災害復旧費では、4月24日から25日にかけての豪雨により発生した2件の道路災害の復旧工事費を計上しております。

民生費と教育費では、昨年度の3月議会において、追加提案し承認いただきました一宮北認定こども園建設工事と山崎西中学校・山崎東中学校の大規模改修工事の関連予算の減額を行うこととしております。

歳入につきましては、道路災害復旧工事費で国庫負担金を見込むほか、災害復旧

事業債を活用することとしており、さらに必要となる財源につきましては、見込みの範囲内のもとで前年度繰越金を計上しております。

加えて、千種町域における生活圏の拠点づくり事業につきまして、現在、検討委員会で協議を進めていただいております、一定の方向性で意見がまとめられつつある中、拠点施設の平成32年度末完成に向け、設計監理業務委託料の債務負担行為を計上しております。

以上、補正予算につきまして、概要の御説明を申し上げます。諸事情等御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第62号議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第20 第63号議案

議長（実友 勉君） 日程第20、第63号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第63号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、穴粟市消防団の機動分団に配備している消防ポンプ自動車のうち、使用年数が20年を超える一宮支団第2分団東市場部及び一宮支団第4分団三方町部の2台につきまして、緊急時に十分な消防力を発揮できるよう、計画的に更新するものであります。

この消防ポンプ自動車2台の購入に当たり、去る平成30年5月17日に入札を執行しました結果、株式会社藤井ポンプ製作所、代表取締役横田浩之と、契約金額2,779万9,200円で購入契約を締結しようとするものであります。

諸事情等御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第63号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第21 請願第1号

議長(実友 勉君) 日程第21、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

4番、東 豊俊議員。

4番(東 豊俊君) 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを一部朗読によって提案理由の説明とさせていただきます。

豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2019年度政府予算編成において、下記事項を実現されるよう地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関への意見書提出を請願いたします。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。

議長(実友 勉君) 東 豊俊議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号は、文教民生常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時25分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、総務経済常任委員長から付託してありました第63号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第63号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって、第63号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

資料配付のため暫時休憩をいたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第63号議案

議長（実友 勉君） 追加日程第1、第63号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 本日、平成30年5月29日の本会議において、審査附託のありました第63号議案、消防ポンプ自動車購入契約については、先ほど本会議休憩の間に、第3回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第63号議案は、宍粟市消防団の機動分団に配備している消防ポンプ自動車のうち使用年数が20年を超える一宮支団第2分団東市場部及び一宮支団第4分団三方町部の2台につきまして、緊急時に十分な消防力を発揮できるよう、計画的に更新するものであります。

この消防ポンプ自動車2台の購入に当たり、5月17日に入札を執行した結果、株式会社藤井ポンプ製作所と契約金額2,779万9,200円で購入契約を締結しようとするものです。

審査の結果、第63号議案については適切と判断し、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。委員長に質疑をしたいと思います。

もう少し審査の経過を御説明いただきたいんですが、この開札結果表の中で、落札業者1社が他の入札金額と大きくかけ離れている金額で、適用であるというふうには思いますが、同じ自動車の購入に当たってこれだけ金額の差が出ているということに対する、予定価格から言いますと、1台当たり500万円ぐらいの差があるわけでございます。この辺の審査がどのようにされて、当局からどのような答弁がされているのか、もう少し審査経過について御報告をお願いしたいと思います。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 今ほどの質問にお答えいたします。

委員会の中でもその点について質問が何点ございました。それによって低価格に対する不安はないのかということ、それから、平成28年度にもこの藤井ポンプ製作所が納入しておるということで、それとの比較についての質問もございました。また、これから先の保証についても後々委員会のほうで当局のほうに確認していくということについても自由討議の中で行いました。

その中で、低価格に対してということですが、どうなんだという答えは企業努力であるということ、それを藤井ポンプ製作所が述べているという部分で、その性能についての保証という部分につきましては、平成28年度納入されたものとの仕様の比較、平成28年に使用したいいろんなポンプであるとか、いろんな機器についても

のと今回のものとの比較を当局のほうでしていくということをお伺いしましたので、それについての比較をまた委員会のほうに報告していただきたいということを申し伝えております。また、保証のほうについては、委員会のほうで確認していきたいというふうに考えております。

ただ単に、企業努力と言われてしまいますと、なかなかそこを精査するところは難しいところもございますけれども、業界のいろんな関連もありましょうし、その辺のところでは生き残っていくための企業努力という部分について認めるかどうかという部分については、我々もちょっと難しい部分がございます。中では、自動車単体につきましては、前回と同じ値段ということで、あとの艀装費、この辺のところはこういう業者にとっての値段をいかに設定するかという企業努力の部分であるということですので、その辺のところを理解するしかないのかなというふうに我々は感じましたので、報告いたします。

議長（実友 勉君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第63号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月13日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前 1 1 時 3 4 分 散会)